平成２６年（フ）第２５０号
名古屋市守山区永森町134番地　ストーク横地101号
債務者　石村真由美（旧姓曽根）
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２６８号
名古屋市港区春田野１丁目1009番地　ＳＯＨＯ　ＳＡＴＯ　103号
債務者　榎薗　敏秀
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３０４号
名古屋市南区神松町２丁目20番地　神松荘４棟502号
債務者　宮本あきよ（旧姓大久保）
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１５号
長崎県佐世保市針尾西町267番地　特別養護老人ホーム佐世保福寿園、旧住所長崎県佐世保市東大久保町282番地
債務者　宮地　　江
法定代理人保佐人　寺田　　杉
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第１７７号
愛知県北名古屋市片場八瀬の木29番地１　クローバーハイツ101号
債務者　仁田原　望
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３２号
青森県八戸市沼館２丁目33番24号　ノースハイツＡ１－３、前住所青森県八戸市大字妙字黒ケ沢４番地22
債務者　高田恵美子
1　決定年月日時　平成26年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第３０号
愛知県豊橋市東岩田３丁目８番地26　Ｂ－105
債務者　木野カツミこと　キノ　ロベルト　カツミ
1　決定年月日時　平成26年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月16日午前10時
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第３８号
愛知県豊橋市花中町156番地４　Ａ－210
債務者　濱口　欣也
1　決定年月日時　平成26年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月12日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第５０３号
川崎市高津区子母口415番地
債務者　成田　美穂
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月20日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第５４号
川崎市宮前区土橋２丁目２番地３　鷺沼スタードエリング304
債務者　倉持　　岳
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月20日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第７９号
岡山市中区藤崎667番地34、旧住所岡山市南区福吉町４番３号　備商コーポ206号
債務者　兼井美奈穂
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８０号
岡山市北区柳町２丁目７番15号　柳町Ａマンション102、住民票上の住所東京都渋谷区本町１丁目33番７号　イプセ初台203
債務者　嘉瀬ゆかり
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８５号
岡山市中区高島２丁目４番８－８号
債務者　藤岡　重男
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６８号
静岡県磐田市二之宮東23番地２　メゾンドフルール102、前住所静岡県磐田市城之崎２丁目2574番地８
債務者　柳澤　嘉洋
1　決定年月日時　平成26年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月23日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第７９号
静岡市清水区八坂北１丁目21番22号　カレント202号
債務者　西村　　綾
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月27日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部